

## 高齢労働者の雇用保険料の徴収開始

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

いよいよ令和2年3月で高齢労働者の雇用保険料免除は廃止になり、4月より年齢にかかわらず雇用保険料の徴収が必要になります。

### 令和2年3月まで・・・

保険年度の初日(4月1日)において満64歳以上の被保険者は、雇用保険の保険料が本人負担分および事業主負担分ともに免除されます。

### 令和2年4月から・・・

雇用保険の被保険者であれば**全員保険料が徴収されます**。本人負担分・事業主負担分ともに**免除がなくなります**。

まずは事業所に高齢被保険者がいないか確認し、対象者に4月以降は保険料の徴収が開始されることを伝えましょう。もしかしたら保険料控除をしていないために自分が雇用保険に加入していると知らない従業員もいるかもしれません。また、保険料を支払いたくないという理由で雇用保険加入要件を満たさない働き方を希望するかもしれません。後々「そんなの聞いてない。」などとトラブルにならないよう前もって話し合うなど、確認しておくことが大切です。

### 労働保険料申告の注意点

7月の労働保険料申告書作成の際に、生年月日が昭和30年4月1日以前の方のみ、確定保険料を免除で計算します。

内訳	生年月日	
	昭和30.4.1以前	昭和30.4.2以降
平成31年度確定 (令和元年度確定)	免除	免除されない
令和2年度概算	免除されない	免除されない

## インフルエンザで休む場合も休業手当？！

職員より季節性インフルエンザに感染したので休むと連絡がありました。

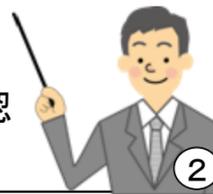
有給休暇がだいぶ残っているようだし、給与計算の締めも迫っているので、こちらで有給処理して問題ないでしょうか？



①

有給休暇は本人の請求により与えるものなので、事業主が勤怠処理で勝手に有給消化したり、有給休暇を取得するよう指示することはできません。

特に本人からの有給休暇の申出がなければ、欠勤扱いということになるでしょうが、給与計算の都合上はつきりさせたい場合は、本人に直接確認するといいでしょ。



②

本人が「解熱したらすぐに出社したい」と言った場合、できれば他の職員への感染を防ぐためにも、解熱後2日は休んでほしいのですが、それは可能でしょうか？



③

なかなかいい質問ですね。先ほどの有給休暇や欠勤といった勤怠処理の回答は、あくまでも本人が自主的に休むと言ってきた場合です。

では、**本人に働く意思があるにもかかわらず事業主側から強制的に「解熱後2日は出勤停止」とした場合はどうなるのでしょうか？**

新型インフルエンザに感染した場合は、労働安全衛生法その他の定めにより就業禁止とされていますが、**季節性インフルエンザは就業禁止疾患に該当しません**。したがって今回のケースでは出勤停止の指示は可能ですが、

**事業主都合による休業となり、休業手当を(平均賃金の60%)支払うこととなります。**



④

インフルエンザで休業手当を支払うこともあるんですね。

出勤については本人の判断に任せるしかないですね・・・。



⑤

そうですね。ただやはり他の職員への感染の影響を心配されるのであれば、出勤については医師と相談し、どれくらい休むべきか話し合ってもらいましょう。

産業医その他専門の医師が労務不能と判断したことによる休みについては、一般的に事業主都合ではないと考えられ、休業手当は発生しません。

また、医師が労務不能と判断した場合、健康保険に加入していて要件を満たせば「傷病手当金」の請求が可能です。

体調を崩しやすい季節ですが、しっかりと体調管理をして寒い冬を乗り切りましょう。



⑥

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「kcr@nkgr.co.jp」に<事業所名・お名前・メール配信希望>をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に  
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)  
〒561-8510  
大阪府豊中市寺内2-13-3日本経営ビル  
発行責任者:社会保険労務士 岩田 健  
執筆担当者:岩城 恵美

TEL:06-6868-1193  
FAX:06-6862-4662  
Mail:kcr@nkgr.co.jp

作成日:2020.01.16

